



ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第30号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市角間字城戸239、240の1、241から243、244の1、字河原588の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第31号**

## 換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和3年1月20日県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第3次地区友杉換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年1月22日

富山県知事 新田 八朗

**富山県告示第32号**

## 土地区画整理組合の設立の認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により黒部市前沢北土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年1月22日

富山県知事 新田 八朗

## 1 組合の名称

黒部市前沢北土地区画整理組合

## 2 事業施行期間

令和3年1月22日から令和5年3月31日まで

## 3 施行地区

黒部市前沢字北、堂田西の各一部

## 4 事務所の所在地

黒部市前沢1616番地

## 5 設立認可の年月日

令和3年1月22日

## 6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

黒部市前沢北土地区画整理組合の事務所の掲示場及び施行地区の属する黒部市役所の掲示場に掲示

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 1 月 22 日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
小矢部市赤倉94番、96番、520番の一部、619番の一部及び629番の一部			小矢部市石動町10番30号	いなば農業協同組合